

福井市社会福祉審議会条例

平成30年12月18日

条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の審議会その他の合議制の機関に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の審議会その他の合議制の機関の名称は、福井市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(調査審議事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
 - (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
 - (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事項
 - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
 - (5) こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策の推進並びに同法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項
- (委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、法第9条第1項の特別の事項（以下「特別の事項」とい

う。)を調査審議するため、臨時委員を置く。

(委員長の職務代理者)

第6条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、審議会の議長となり、会務を総理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項について会議を開き、議事を決する場合における第2項及び前項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会の組織等)

第8条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

名称	担当事務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関すること。
障がい者福祉専門分科会	法第11条第1項の規定により身体障害者福祉専門部会が調査審議することとされている身体障がい者の福祉に関すること及び障がい者の福祉に関すること。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関すること。
こども専門分科会	法第12条第1項において読み替えて適用する法第11条第1項の規定により児童福祉専門分科会が調査審議することとされている児童福祉に関すること及びこどもに関する施策、計画等に関すること。
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関すること。

2 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委

員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

6 各専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(民生委員審査専門分科会への準用)

第9条 前条第3項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第3項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第10条 社会福祉法施行令第3条第1項の審査部会においては、身体障害者の障害程度の審査に関する事項のほか、別に定める事項を調査審議することができるものとする。この場合において、審議会は、当該事項に関して諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第11条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、他の専門機関に意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、次項による改正前の福井市附属機関設置条例第2条に規定する福井市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に法第8条の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員は、第8条第1項の障がい者福祉専門分科会に属するものとする。

(福井市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年3月23日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第20号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第26号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。